

仕 様 書

八戸海上保安部

1. 件名

(八戸) 廃油・ビルジ収集運搬処理 (単価契約)

2. 目的

所属の巡視船艇から発生した廃油及びビルジ (以下「廃油等」という。) を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下「海防法」という。) ほか関係法令に基づき適法に収集運搬のうえ処理するもの。

3. 予定数量

- (1) 廃油・ビルジ 14,0000
- (2) 収集運搬 5回

4. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 履行場所

八戸港内当部指定場所～海防法認可処理施設

6. 仕様

- (1) 受注者は海防法第二十条第一項により国土交通大臣から廃油処理事業の許可を受けていること。
- (2) 受注者は収集運搬・処理を第三者に再委託しないこと。ただし、法に定める再委託基準による場合は、その基準によること。
- (3) 八戸海上保安部監督職員 (以下「監督職員」という。) に事前に収集運搬日時を確認のうえ、監督職員が指示する船内タンク等又は指示する場所から廃油等をバキューム車等により収集すること。なお、作業に必要な資器材、車両等は受注者手配とする。
- (4) 収集作業は監督職員と十分打ち合わせを実施し、船外への流出事故等がないように万全の注意を払うこと。
- (5) 産業廃棄物管理票 (以下「管理票」という。) は、必要事項を記入のうえ廃油等の収集時に監督職員から受注者に交付する。
- (6) 収集した廃油等は認可を受けた処理施設に運搬し処理すること。
- (7) 3項目の予定数量は履行期間中の予定を示したもので、実数量に多寡が生じても異議の申立ては行わないこと。

7. 履行確認

受注者は管理票「B2・D票」及び業務完了報告書を八戸海上保安部管理課検査職員に提出し、当該検査職員による合格判定をもって履行完了とする。

なお、管理票交付から180日以内に最終処分に係る管理票「E票」を八戸海上保安部管理課あて提出すること。

8. 支払

受注者は1か月毎に履行完了分の代金を請求し、発注者は適法な請求書を受領後、支払うものとする。

9. その他

- (1) 本仕様に定める事項について、履行期間中に疑義が生じたときは、監督職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 受注者の責により当方及び第三者に被害等を与えた場合は、受注者が損害を補償すること。